

# 居宅介護支援重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(岐阜県指定 第2172400208号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援の提供をします。事業所の概要又は、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 1. 事業者

- (1) 設置者 関ヶ原町
- (2) 所在地 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 894番地の 58
- (3) 電話番号 0584-43-1111
- (4) 設置者氏名 関ヶ原町長 西脇 康世
- (5) 設立年月 昭和29年9月

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的  
要介護者からの相談に応じ、指定居宅サービス等が利用できるよう居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整、その他の便宜の提供を行い、及び当該要介護者等が介護保険施設への入所を要する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うことを目的とします。
- (3) 事業所の名称 関ヶ原町在宅介護支援センター
- (4) 事業所の所在地 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 2490 番地の 29
- (5) 電話番号 0584-43-3152
- (6) 管理者 斉藤佳子
- (7) 当事業所の運営方針  
1 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき適切な保険・医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。  
2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用に提供される居宅サービスが特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。  
3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (8) 開設年月 平成15年4月
- (9) 通常の事業の実施地域 関ヶ原町の区域
- (10) 営業日及び営業時間

|      |                                         |
|------|-----------------------------------------|
| 営業日  | 月曜日から金曜日<br>但し、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く |
| 営業時間 | 午前8時30分から午後5時15分                        |

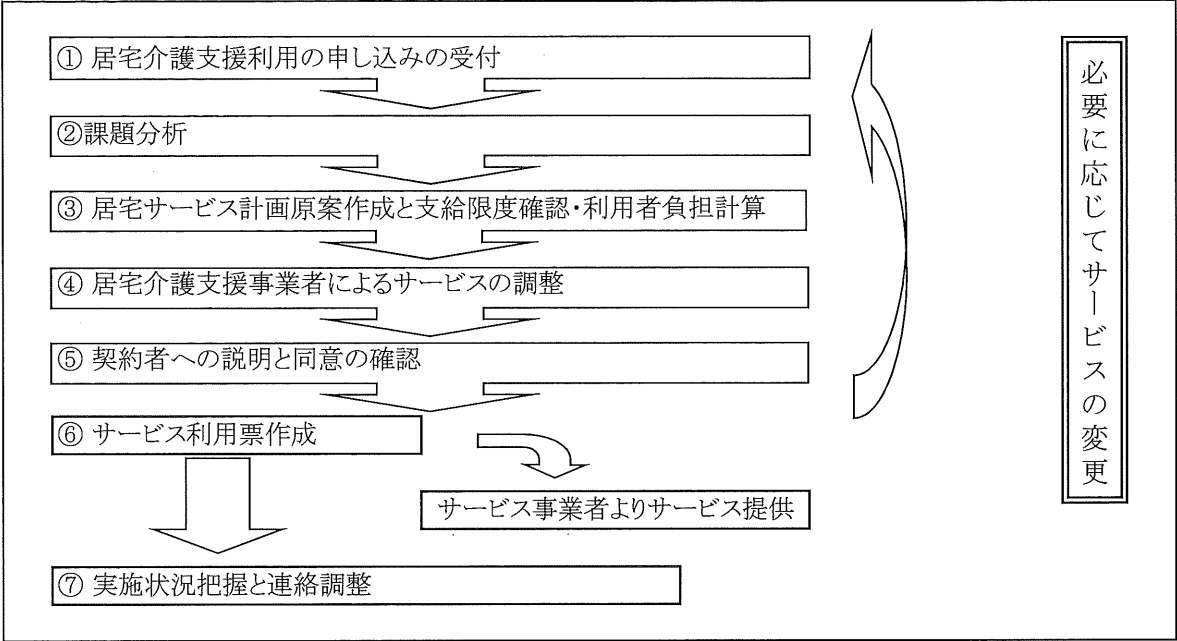
上記以外の時間は転送電話にて受け付けます

3. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉

|         | 常 勤 | 非常勤 | 計   | 備 考        |
|---------|-----|-----|-----|------------|
| 管理者     | 1 名 |     | 1 名 | 介護支援専門員と兼務 |
| 介護支援専門員 | 5 名 | 1 名 | 6 名 |            |

4. 契約締結からサービス提供までの流れ



5. 利用料等

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1 か月につき下記の料金をいただき、事業者からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供書を後日関ヶ原町役場介護保険係の窓口提出しますと、全額払戻を受けられます。

要介護1・2      10,860円                      要介護3～5      14,110円

※1 当事業所は特定事業所に該当するため、1 か月につき4,210円が加算されます。

※2 その他、居宅サービス計画を策定した際、次の項目に該当する場合は所定の額が加算されます。

|                                                                                                |                 |                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------------|
| ・新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合。                                                 |                 | 3,000円                |
| ・病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合。                                      | 入院時情報連携加算Ⅰ      | 2,500円                |
|                                                                                                | 入院時情報連携加算Ⅱ      | 2,000円                |
| ・退院又は退所に当たって病院等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成した場合。                                      | 退院・退所加算Ⅰ（連携1回）  | カンファレンス 無      4,500円 |
|                                                                                                |                 | カンファレンス 有      6,000円 |
|                                                                                                | 退院・退所加算Ⅱ（連携2回）  | カンファレンス 無      6,000円 |
|                                                                                                |                 | カンファレンス 有      7,500円 |
| ・利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けているときに同席し、必要な情報を連携した場合。                                                | 通院時情報連携加算       | 500円                  |
| ・終末期の利用者またはその家族の同意を得た上で、主治医等の助言を得つつターミナル期に通常よりも頻回な訪問により、利用者の状態変化の把握を行い、主治医や居宅サービス事業者へ情報提供した場合。 | ターミナルケアマネジメント加算 | 4,000円                |

(2) 交通費

前記2の(9)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、職員が訪問するための交通費の実費をいただきます。但し、自動車を使用した場合の交通費は、次の額をいただきます。

|                                    |      |
|------------------------------------|------|
| 1. 事業所から片道おおむね5キロメートル未満            | 200円 |
| 2. 事業所から片道おおむね5キロメートル以上 10キロメートル未満 | 300円 |
| 3. 事業所から片道おおむね10キロメートル以上           | 400円 |

(3) 解約料

契約者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

6. 苦情処理について

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- |          |                    |     |              |
|----------|--------------------|-----|--------------|
| ○ 苦情受付窓口 | 関ヶ原町役場住民課          | Tel | 0584-43-1113 |
|          | 関ヶ原町在宅介護支援センター     | Tel | 0584-43-3152 |
|          | 岐阜県国民健康保険団体連合会     | Tel | 058-275-9826 |
| ○ 受付時間   | 午前8時30分から午後5時15分まで |     |              |

7. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者または家族等に連絡をするとともに市町村及び関係機関に連絡をし、必要な措置を講じます。

8. 当事業所のケアプランの利用状況

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用者状況は別紙のとおりです。

9. 虐待防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修等を実施するものとします。

10. 身体的拘束等について

- (1) 事業者は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は禁止します。
- (2) 事業者は、緊急やむを得ない場合、その際の利用者の心身状況及び理由等を記録し、保存するものとします。

11. ハラスメント防止について

当事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続ける労働環境が築けるようハラスメント防止のための指針を作成し、ハラスメント防止に向けて取り組みます。

12. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

令和      年      月      日

居宅介護支援の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者      関ヶ原町  
              関ヶ原町在宅介護支援センター  
説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援についての提供開始に同意しました。

契約者

住所

氏名

印